

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示	
○遊漁規則について認可した件	五四七
○廃川敷地等が生じた件	五五〇
公告	
○随意契約の相手方を決定した件三件	五五二
○福島県公安委員会	
○福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に 関する規則の一部を改正する規則	五五三
○遺失物施行令による特例施設占有者の公示事項を変更する件	五五三

告示

福島県告示第七百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、魚沼漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和四年十一月九日次のとおり認可した。

令和四年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合 新潟県魚沼市佐梨千百五番地十六
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）
変更の内容
第八条第二項に次の一号を加えた。
- (3) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）
第九条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加えた。
- 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様

式第三号とする。
第九条に次の一項を加えた。

4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。
第十条中「ならない。」の下に「なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならぬ。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。」を加えた。
別記様式第一号を次のように改めた。

別記様式第1号 年券 表

魚沼漁証D第 号 新13、14号 福27号	
遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します	
写真貼付 住所 _____ 才 氏名 _____	承認期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで 魚 種 イワナ・ヤマメ (10月1日以降禁漁) ニジマス (10月1日以降禁漁、新潟県のみ有効) コイ・フナ・ウグイ・ワカサギ
発行 者 魚沼漁業協同組合 (印) 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261	
遊漁料金 4,800円(税込)	
注意事項 1. 本証は、他人に貸与することができない。 2. 本証は、遊漁の際は常に随章に入れて携行し、監視員の要求があつたときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させろ。 4. 本証であゆ漁はできません。	

○には遊漁承認証の発行年度を記載する

別記様式第1号 年券 裏

漁具漁法 竿釣りに限る。 遊漁区域 内共第13号・第14号、福島県内共第27号の区域(只見川及び北ノ又川(石抱橋上流を除く)、中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢、アカナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ支流全部。奥只見発電所堰堤上流500メートルの区間を除く奥只見湖(片貝沢を含む)。袖沢と只見川との合流点から下流大島ダムまでの大島湖及び袖沢。 キヤッチアップドリリアース区間の設置及び採捕尾数の制限 次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな・やまめ・にじます(新潟県のみ有効)</td> <td>魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷羊川字大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	区域	いわな・やまめ・にじます(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷羊川字大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢	
魚種	区域				
いわな・やまめ・にじます(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷羊川字大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線) 鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢				

別記様式第 1 号 日券 表

令和 年



1日 限り

新13、14号 福27号

遊 漁 券

4月	5月	6月	7月	8月	9月	月
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

¥ 1,050 (税込)
 (現場交付 至1,575税込)

発 行 者
 魚沼漁業協同組合 ㊤
 魚沼市佐梨 1105-16
 TEL 025-792-0261

扱 者

♡ 良く見える所につけて下さい。

♡ 書き直してある遊漁券は無効です。

別記様式第 1 号 日券 裏

1. 漁場は奥只見湖、大島ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。ただし、北ノ又川石抱橋上流区域は除く。
2. 遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本券を提示しなければならぬ。
4. 他人の迷惑になる行為はつしむこと。
5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。
6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第 8 条に基き、525 円 (税込) を加えた金額をいただきます。
7. 本券は投網漁業はできません。

(キャッチアップリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)
 次の表のアの魚種について、イの区域での期間において、採捕の尾数を 5 尾以内とし、5 尾を超えた場合はその場で再放流しなければならぬ。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ・にじます (新潟県のみ有)	魚沼漁業協同組合内共第 13 号・14 号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林 265 林班に設置した、電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔 No.68 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔 No.69 を結んだ線から上流域の悉ノ岐川の只見川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷芋川宇大島地内国有林 262 林班に設置した電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔 No.55 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔 No.56 を結んだ線から上流域の仕入沢	4 月 21 日から 9 月 30 日まで

別記様式第二号の次に次の様式を加えた。
別記様式第3号

H遊漁券 (银山)	
年 月 日	顔写真
住所	セキリテイクボード
氏名	組合印
遊漁料金	1050円
取扱者	魚沼漁業協同組合
魚種	いわな、やまめ、にじます (新潟県のみ有効)、 うぐい、こい、ふな、わかさぎ
漁具/漁法	竿釣り
遊漁区域	奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにこそへ河川
注意事項	1. 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにこそへ河川とする。ただし、北ノ又川石抱橋上流区域は除く。 2. 遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。 3. 漁場監視員の要求があったときは、本券を提示しなければならぬ。 4. 他人の迷惑になる行為はつつしむこと。 5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。 6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基づき、525円(税込)を加えた金額をいただきます。 7. 本券は投網漁業はできません。 (キヤッチアップリリース区間の設置及び採捕尾数の制限) 次のアの魚種について、イの区域でウの期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で放流しなければならぬ。 ア 魚種 いわな・やまめ・にじます (新潟県のみ有効) イ 区域 魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。

- ① 魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川
 - ② 魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川
 - ③ 魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔No68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔No69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川
 - ④ 魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川
 - ⑤ 魚沼市湯之谷字川字大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔No55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔No56を結んだ線から上流域の仕入沢
- ウ 期間 4月21日から9月30日まで
- 購入日時 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

四 変更後の遊漁規則の施行日 令和四年十一月九日

(水産課)

福島県告示第七百九十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。
令和四年十二月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 河川の名称 二級河川藤原川水系馬渡川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和四年十二月十三日
- 三 廃川敷地等の位置 上流端 いわき市常磐下船尾町松下三番地一先道地先
下流端 同 市常磐下船尾町村山二十番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一、四二一・七〇平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第283号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（あだたら清流センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年12月13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（あだたら清流センター） 4,560 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
17,820円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第284号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（大滝根水環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年12月13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（大滝根水環境センター） 2,830 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
19,800円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第285号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年12月13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額
20,350円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月13日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

福島県公安委員会規則第5号

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部第10条第1項の項の前に次のように加える。

第9条第1項	営業所の届出等（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）
--------	--

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項	申請書記載事項の変更の届出
------------------------------------	--------	---------------

別表重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（平成28年法律第9号）の部中「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改め、同表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の部第8条第1項の項の次に次のように加える。

第8条の5第1項	制限外牽引許可の申請
----------	------------

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

（警 務 課）

福島県公安委員会告示第79号

遺失物法施行令による特例施設占有者を指定した件（令和3年福島県公安委員会告示第49号）の一部を次のように変更する。

令和4年12月13日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

2 中 「マルハンいわき店 福島県いわき市平塩字古川52番地
マルハン小名浜店 福島県いわき市小名浜字吹松16番地の30」を「マルハンいわき店 福島県いわき市平塩字古川52番地」に改める。

（会 計 課）